

25 未成年者の飲酒防止等に関する取組等

国税庁においては、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類産業の健全な発展を期する観点から、従来から、酒類業界に対し未成年者飲酒防止に配慮した販売や広告、宣伝を行うよう要請するなど所要の措置を講じてきています。

また、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、総務省、公正取引委員会、国税庁、文部科学省、厚生労働省）において、平成12年8月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、その施策の実施を図っています。

平成15年5月に酒類業組合法が改正され、同年9月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。

《自動販売機》

1. 自動販売機のみ酒類小売業免許は付与しないよう措置（昭和48年～）
2. 自動販売機による酒類の深夜販売（23時00分～翌日5時00分）の自粛を指導（昭和52年～）
3. 酒類自動販売機に次の事項を表示することを義務付け（平成元年～）
 - (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨
 - (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号（平成15年9月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正）
 - (3) 販売停止時間
4. 平成6年10月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえて、全国小売酒販組合中央会が現行の酒類自動販売機を平成12年5月までに撤廃することを決議（平成7年5月）したことを受け、「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、現行の酒類自動販売機の平成12年5月を目途とした撤去及び新たに設置する場合には改良型自動販売機以外は設置しないよう指導（平成7年～）
5. 新たに酒類小売業免許を付与する場合には、酒類自動販売機を設置しないよう指導（平成11年度～）
6. 現行の酒類自動販売機の撤廃について改めて指導するとともに（平成12年5月）、酒類自動販売機の撤廃状況を調査し、その結果を公表（平成12年9月～毎年）
7. 平成13年12月の未成年者飲酒禁止法の一部改正を受けて、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界に対して、「未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理」をはじめとする7項目の取組を指導（平成13年12月）

《対面販売》

1. 対面販売の励行などに関し必要な指導と助言を実施（平成9年3月～）
2. 未成年者が酒類と清涼飲料とを誤認して酒類を購入しないよう、酒類、特に清涼飲料的酒類と清涼飲料とを分離して陳列するなどの指導を実施（平成9年3月～）
3. 未成年者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には未成年者と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）
4. 未成年者が夜間に酒類を購入することを防止するため、未成年者の酒類の購入を責任を持って防止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）
5. 年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）
6. 警察庁及び厚生省と共同で、各業界団体に対し、未成年者飲酒防止に係る取組について強力に推

進するよう要請（平成 12 年 12 月～）

7. 販売責任者が「未成年者飲酒防止に係る誓約書」を酒類販売場の所轄税務署長に提出するよう指導（平成 13 年 4 月～）。
8. 未成年者飲酒禁止法の一部改正を受け、警察庁及び厚生労働省と共同で、各業界団体に対し、未成年者飲酒防止に資するため年齢の確認その他の必要な措置を強力に推進するよう指導（平成 13 年 12 月～）

《容器等への注意表示》

1. 酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和 59 年～）
 - (1) 容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
 - (2) 酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配慮
 - (3) 自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配慮
2. 酒類の容器に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 9 年 7 月～）
3. 日本洋酒造組合において、容器への注意表示に関する自主基準を設定（平成 12 年 6 月～）
 - (1) 低アルコール度リキュール類等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、「酒マーク」を表示すること
 - (2) 低アルコール度リキュール類等の容器又は包装の表示に際しては、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料と誤認されないように、色彩、絵柄等に配慮すること
4. 酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 15 年 9 月～）
5. 酒類の陳列場所における表示について、より確実に未成年者の酒類の購入を防止するため、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正（平成 17 年 10 月～）

《啓発活動》

1. 警察庁と協力して、未成年者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭貼付するなどを指導（平成 4 年 3 月～）
2. 社団法人アルコール健康医学協会、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省及び総務省と共同で未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成し、酒販店の店頭のほか、公共施設等に掲示（平成 8 年 9 月～）
3. 平成 14 年以降毎年 4 月が「未成年者飲酒防止強調月間」とされたことを受け、関係省庁及び各業界団体と協力して、酒販店の店頭のほか、中学校、高校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなどの広報活動を推進（平成 14 年 4 月～）

《広告宣伝》

酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、酒類の広告宣伝に関して次のような自主基準を設定（平成元年 1 月～、平成 18 年 1 月最終改正）

- (1) 新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む）を媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は二十歳になってから」などの注意表示を行う。
- (2) 未成年者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
- (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
- (4) 未成年者、主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない。
- (5) 公共交通機関には、車体広告、車内独占広告等の広告は行わない。
- (6) 小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。
- (7) 過度な飲酒、「イッキ飲み」等飲酒の無理強いにつながる表現、スポーツ時や入浴時の飲酒を推奨誘発する表現を使用しない。
- (8) 原則として次の時間帯にはテレビ広告を行わないこと
土曜日、日曜日、祝祭日、国民の休日、振替休日、1 月 2～3 日：5 時 00 分～12 時 00 分まで
月曜日～金曜日：5 時 00 分～18 時 00 分まで

26 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

〔平成12年8月30日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定〕

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

1 未成年者の飲酒防止等対策

(1) 販売体制、販売方法等

- ① 未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。
- ② 酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。
- ③ 酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（1年ごと）に販売責任者を把握し、適切に酒類の販売を行うよう指導する。
なお、酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。
- ④ 酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。
これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。
- ⑤ 酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。
- ⑥ 平成7年5月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。
- ⑦ 平成10年4月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に関し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。
- ⑧ 酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。
- ⑨ 酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。
- ⑩ 広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2) 取締りの強化等

- ① 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。
- ② 警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。
- ③ 地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定する。
- ④ 飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3) 意識啓発の推進

- ① 平成12年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。

- ② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
- ③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
- ④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
- ⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
- ⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
- ⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成配付する。
- ⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るため、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
- ⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
- ⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
- ⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
- ⑫ 未成年者飲酒防止に関し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組

- ① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
- ② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化

- ① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
- ② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防のための方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等

- ① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成12年）9月中にこれを実現する。
- ② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類のルールを規定する、平成10年4月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
- ③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等

- ① 小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和59年11月20日公正取引委員会事務局）」に基づいて、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。

- ② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。
- (3) 民事的救済制度の整備
不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。
- (4) 酒類の取引実態調査の充実
酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。
- (5) 関係行政機関の連携強化等
- ① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。
- ② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。
- 3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受けて、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。
- 4 フォローアップ
以上の新たな施策については、1年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

〔平成13年10月5日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁連絡協議会幹事会決定〕

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」（平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定）記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

- 1 平成14年以降毎年4月（4月1日から同月30日までの1か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。
- 2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。
- 3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

未成年者飲酒防止啓発ポスター

B2版（官公庁用）

**年齢確認
実施中**

酒販店、コンビニ、スーパー等では、
未成年者には「お酒」を売りません。

未成年者の飲酒は
法律で禁止されて
います。

未成年者飲酒禁止法



**未成年者がお酒を飲んではいけない
主な理由**

- 脳の機能を低下させるおそれがあります。
- 肝臓をはじめとする臓器に障害を及ぼす可能性があります。
- 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- アルコール依存症になりやすくなります。
- 未成年者の飲酒を禁じる法律があります。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

国府庁／厚生労働省／内閣府／警察庁／文部科学省／社団法人アルコール健康医学協会／全国小売酒販組合中央会／日本チェーンストア協会
 社団法人日本フランチャイズチェーン協会／社団法人日本ポプラリーチチェーン協会／社団法人全国スーパーマーケット協会／社団法人日本セブティン協会
 このポスターは、著作権を保持しています。

A4版（店舗用）

**年齢確認
実施中**

未成年者には
「お酒」を販売しません。

未成年者の飲酒は
法律で禁止されて
います。

未成年者飲酒禁止法



**未成年者がお酒を飲んではいけない
主な理由**

- 脳の機能を低下させるおそれがあります。
- 肝臓をはじめとする臓器に障害を及ぼす可能性があります。
- 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- アルコール依存症になりやすくなります。
- 未成年者の飲酒を禁じる法律があります。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です

酒類販売管理者 当店では未成年者にはお酒を売りません。

国府庁／厚生労働省／内閣府／警察庁／文部科学省／社団法人アルコール健康医学協会／全国小売酒販組合中央会／日本チェーンストア協会
 社団法人日本フランチャイズチェーン協会／社団法人日本ポプラリーチチェーン協会／社団法人全国スーパーマーケット協会／社団法人日本セブティン協会
 このポスターは、著作権を保持しています。

27 酒類自動販売機の設置状況

1 調査の目的

未成年者の飲酒を防止するためには、酒類の商品特性を理解している者が購入者を確認した上で販売することが求められますが、現行の酒類自動販売機（以下「従来型機」といいます。）による販売は、購入者を識別できない等の点で問題があるとの指摘がなされています。

他方、全国小売酒販組合中央会ではその趣旨を踏まえ、平成7年5月の総会で従来型機の撤廃を決議し、従来型機の自主的な撤廃を進めてきています。

国税庁では、こうした業界の自主的な取組を支援する観点から、従来型機を設置する酒類業者に対して撤廃について適切な指導を行うとともに、その設置状況の推移を公表して酒類業者の自主的取組の更なる推進を促すため、毎年4月1日現在における酒類自動販売機の設置状況を調査しています。

2 平成17年4月1日における酒類の自動販売機の設置状況

全国小売酒販組合中央会の撤廃決議直後の平成8年3月31日における全国の従来型機の設置台数186千台に対し、平成17年4月1日における従来型機の設置台数は31千台となっており、その残存率（平成8年3月31日現在の設置台数を100%とした場合）は16%となっています。

また、平成17年4月1日における従来型機の設置台数（31千台）のうち、今後撤廃予定等のものは9千台です。

なお、従来型機を撤廃していない主な理由としては、「酒類自動販売機を撤廃した場合、売上が減少する」、「撤廃費用又は購入者の年齢を確認できるように改良された酒類自動販売機（以下「改良型機」といいます。）への切り換え費用の負担が難しい」及び「周辺の酒販店が撤廃していない」などがあげられます。

3 今後の取組

平成8年3月31日から平成17年4月1日までの間に、約8割の従来型機が撤廃されたものの、依然として相当数が設置されています。

国税庁としては、引き続き従来型機の撤廃について適切な指導を行うとともに、やむを得ず酒類自動販売機を設置する場合には、改良型機を設置し適切な管理を行うよう指導を徹底することとしています。

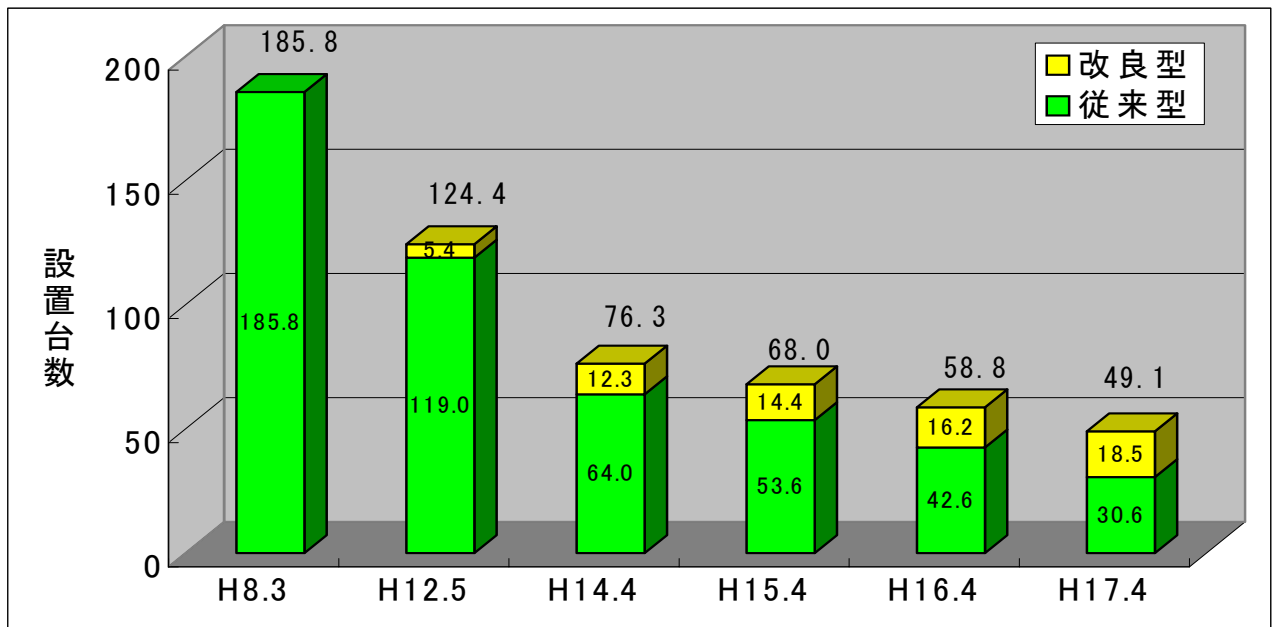
また、今後においては、全国小売酒販組合中央会とも連携し、従来型機の撤廃、改良型機への移行、より長期的にはすべての酒類自動販売機の撤廃に向けた取組についての検討を進めていくこととしています。

平成17年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

	撤廃決議直後の設置台数 (H8.3.31現在) (A)	設置台数 (改良型以外)						撤廃予定等の台数を勘案した場合の		改良型酒類自動販売機の設置状況
		(B)	残存率(C) (B)÷(A)	撤廃予定等の状況				設置台数(H) (B-G)	残存率(I) (H)÷(A)	
				撤廃予定(D)	改良予定(E)	稼働していない(F)	計(G) (D+E+F)			
	千台	千台	%	千台	千台	千台	千台	千台	%	千台
全 国 計	185.8	30.6	16.4	2.9	5.4	1.1	9.4	21.2	11.4	18.5
札幌局管内	4.0	0.1	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.4	0.2
仙台局管内	12.1	0.7	6.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.5	3.8	1.2
関信局管内	23.1	3.8	16.4	0.4	0.7	0.2	1.3	2.5	10.9	2.6
東京局管内	30.5	4.0	13.0	0.5	0.7	0.2	1.3	2.7	8.8	2.1
金沢局管内	5.8	0.3	4.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	3.7	0.5
名古屋局管内	19.7	3.7	18.9	0.3	0.5	0.1	0.9	2.8	14.2	1.5
大阪局管内	41.0	10.4	25.3	0.9	2.3	0.2	3.4	6.9	16.9	5.3
広島局管内	18.6	2.8	15.1	0.3	0.4	0.2	0.8	2.0	10.8	2.0
高松局管内	10.6	1.9	18.0	0.2	0.3	0.1	0.5	1.4	12.9	1.3
福岡局管内	11.5	1.8	16.0	0.2	0.2	0.1	0.5	1.3	11.5	1.0
熊本局管内	8.8	1.0	11.8	0.1	0.1	0.0	0.3	0.8	8.6	0.9
沖縄所管内	0.2	-	0.0	-	-	-	-	-	0.0	0.02

(注) 台数の表示に当たっては百台未満を四捨五入している。なお、(C)、(G)、(H)及び(I)欄の計算は1台単位で行っている。

酒類自動販売機の設置台数の推移



	撤廃決議直後の設置台数 (H8.3.31現在)	H12.5.31現在	H14.4.1現在	H15.4.1現在	H16.4.1現在	H17.4.1現在
酒類自動販売機の設置台数 (改良型以外)	千台 185.8	千台 119.0	千台 64.0	千台 53.6	千台 42.6	千台 30.6
残存率(%)	-	64.2%	34.5%	28.9%	22.9%	16.4%
改良型酒類自動販売機の設置状況	千台 -	千台 5.4	千台 12.3	千台 14.4	千台 16.2	千台 18.5

『未成年者飲酒防止への取組』

7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある未成年者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売を行うことが必要です。

酒類小売販売場の経営者及び酒類販売管理者のみなさまにおかれましては、未成年者飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

1 未成年と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、未成年者には酒類を販売しないようにしましょう。

2 夜間に酒類を販売する場合には、未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。

3 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類(特に清涼飲料的な酒類)と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。

4 未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(改良型酒類自動販売機)以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。

5 カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**未成年者飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。

6 **ポスター掲示などによる未成年者飲酒防止の注意喚起**をしましょう。

7 アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する**年齢確認の実施方法**などの**従業員研修を実施**しましょう。